



研究費の不正使用に関する相談窓口

研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を受け付けます。また、研究費の不正使用に関する通報及び情報提供に関する事前又は事後相談も可能です。

【相談窓口】

不正使用防止計画推進室(研究推進部研究支援課)

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

直通電話:0263-37-2092, 内線電話:811-2092

ファクシミリ:0263-37-3049

電子メール:ken-chousa※shinshu-u.ac.jp(※は@に置き換えてください)

※ 電話による受付時間は、平日8:30~17:15です。

【相談方法】

相談用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により相談願います。

【対 象】

- ・ 研究活動の実施に関すること。
- ・ 研究活動における不正行為に関する通報及び情報提供に関すること。

【留意事項】

- ・ 相談内容は、必要な対応を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、相談者は、相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・ 相談事例を整理・分析し、コンプライアンス教育において周知する等により学内で共有させていただきます。
- ・ 前項の分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに基本方針及び内部規程等の見直しに活用させていただきます。
- ・ 内容によっては、通報窓口に送付することがあります。